

定 例 公 安 委 員 会

日 時：令和2年3月5日 10時00分～13時00分

出席委員：柘植委員長・後藤委員・岩瀬委員・那須委員・小笠原委員

1 全体審議（公安委員会会議室）

案件	件 名	担当部	出席者
1	県下一斉取締りの実施（覚醒剤等の規制薬物乱用者の検挙）	刑事部	本 部 長 総 務 部 長 警 務 部 長 生活安全部長 地 域 部 長
2 報告	主要事件の検挙		
3	交通事故発生状況（令和2年2月末）	交通部	名古屋市警察部長 情報通信部長 警察学校長

2 個別審議（公安委員執務室）

案件	件 名	担当部	出席者
1 決裁	公安委員会宛文書等の受理（15件）	総務部	公安委員会執務官
2 裁定	犯罪被害者等給付金支給裁定	警務部	住民サービス課長
3 決裁	苦情の調査結果（3件）		
4 決裁	愛知県暴力団排除条例による勧告（2件）	刑事部	組織犯罪対策課長
5 決定	聴聞等の実施結果・決定 52件	総務部	首席聴聞官 聴 聞 官

議事の概要

1 全体審議

(1) 刑事部

ア 県下一斉取締りの実施（覚醒剤等の規制薬物乱用者の検挙）

刑事部長から、

「イラン人等の薬物密売組織に打撃を与え、末端薬物乱用者等に警鐘を鳴らすことを目的に、延べ200人の捜査員を動員し、2月26日（水）から28日（金）までの3日間で約50か所の捜索を実施した結果、覚醒剤取締法違反等で24人を逮捕した」

旨の報告があった。

委員から、

「世間に与えるインパクトも大きく、抑止にもつながると思われる。全容の解明に向けて頑張っていたきたい」

旨の発言があった。

イ 主要事件の検挙

刑事部長から、

自動車修理業者らによる自動車盗事件の検挙概要について報告があった。

(2) 交通部

交通事故発生状況（令和2年2月末）

交通部長から、令和2年2月末の交通事故発生状況について、

「2月末の交通事故死者数は27人で、前年と比べ8人増加した。2月中の交通死亡事故の主な特徴としては、

- 交差点内が増加・多発

- 高齢者が減少するも多発
- 歩行者が多発

である。

3月中の主な取組は、

- 一斉取締り等の実施
- 交差点对策の実施
- 自動二輪車対策の実施
- 交通機動隊の集中運用

である」

旨の報告があった。

委員から、

「これまでの分析結果などを踏まえ、3月も引き続きしっかりとした取組をお願いしたい」

旨の発言があった。

2 個別審議

(1) 公安委員会宛文書等の受理（15件）

公安委員会執務官から、

2月28日までに届いた公安委員会宛の文書等15件について報告があり、公安委員会は「交通取締りに関する申出」を警察法79条に規定する苦情として受理し、警察本部長に対して調査指示する旨決裁した。

(2) 犯罪被害者等給付金支給裁定

住民サービス課長から

遺族給付金支給裁定 1件

について説明があり、原案どおり裁定した。

(3) 苦情の調査結果（3件）

住民サービス課長等から、

公安委員会宛の「交通取締りに関する苦情」、「事故捜査に関する苦情」及び「警察官の対応に関する苦情」の3件について、調査結果の報告並びに申出者に対する通知文案の提示及び説明があり、1件は一部修正の上、2件は原案どおり決裁した。

(4) 愛知県暴力団排除条例に勧告

組織犯罪対策課長から、

「愛知県暴力団排除条例第25条の規定により、勧告を2件実施する」旨の説明があり、いずれも決裁した。

(5) 聴聞等の実施結果・決定

首席聴聞官及び聴聞官から、

- 運転免許取消処分等に関する意見の聴取等結果 48件
 - 風俗営業等の営業停止処分等に関する聴聞結果 4件
- について報告があり、行政処分を決定した。

定 例 公 安 委 員 会

日 時：令和2年3月12日 9時00分～12時55分

出席委員：柘植委員長・後藤委員・岩瀬委員・那須委員・小笠原委員

1 全体審議（公安委員会会議室）

案件	件 名	担当部	出席者
1	主要事件の検挙	生活安全部	本 部 長 総 務 部 長 警 務 部 長
2	道路交通法等の一部改正（令和2年4月1日施行）	交通 部	生活安全部 長 地 域 部 長 刑 事 部 長
3	運転免許試験場新庁舎内覧会の開催		交 通 部 長 警 備 部 長
4	行進又は集団示威運動に関する条例の許可申請及び許可（令和2年2月中）		警 備 部 長 名古屋市警察部 長 情報通信部 長 警察学校 長

2 個別審議（公安委員執務室）

案件	件 名	担当部	出席者	
1 決裁	公安委員会宛文書等の受理（3件）	総 務 部	公安委員会執務官	
2 決定	自己情報開示請求に係る決定			
3 決裁	激励の上申（2件）			
4 報告	人事案件	警 務 部	警 務 部 長	
5 報告	愛知県警察における特定秘密保護法に基づく適性評価の実施状況（平成31年／令和元年中）		警 務 課 長	
6 報告	監察案件		首 席 監 察 官	
7 報告	住民訴訟判決に対する対応方針		訟 務 官	
8 決裁	行政訴訟の発生及び応訴			
9 裁決	運転免許停止処分に対する審査請求（2件）			
10 裁決	運転免許取消処分に対する審査請求（2件）			
11 裁決	運転者区分決定に対する審査請求		交 通 部	交 通 総 務 課 長 交 通 規 制 課 長
12 決裁	愛知県道路交通法施行細則の一部改正			
13 決裁	自動車教習所の移転に伴う公安委員会指定の取消し			運 転 免 許 課 長
14 決裁	審査手数料減額に係る公安委員会告示の一部改正	警 備 部	警 備 総 務 課 長	
15 報告	運転免許関係手続等における新型コロナウイルス感染症対策			
16 決裁	愛知県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程の一部改正	警 備 部	警 備 総 務 課 長	
17 報告	愛知県警察における特定秘密の保護措置の実施状況（平成31年／令和元年中）			
18 決定	聴聞等の実施結果・決定 56件	総 務 部	首 席 聴 聞 官 聴 聞 官	

議事の概要

1 全体審議

(1) 生活安全部

主要事件の検挙

生活安全部長から、

- 暴力団組長らによる風営適正化法違反事件の検挙概要
- 家畜伝染病予防法違反事件の検挙概要

について報告があった。

委員から、風営適正化法違反事件の検挙について

「総合力を発揮した素晴らしい検挙である。組織に打撃を与えるためには、幹にも楔を打ち込む必要がある。引き続き頑張ってください」旨の発言があった。

(2) 交通部

ア 道路交通法等の一部改正（令和2年4月1日施行）

交通部長から、

「昨年6月5日に公布された改正道路交通法のうち、『自動運転技術の実用化に対応するための規定』が4月1日に施行される。

改正の趣旨は、運転者に代わって自動運転システムが運転を担う自動運転のうち、システムが全ての運転操作を実施し、故障などの緊急時には運転者が運転を引き継ぐ必要のある『レベル3の自動運転車』の実用化に対応した規定を整備するためである。

改正内容は、

- 自動運行装置の定義
- 運転者の義務
- 作動状態記録装置による記録
- 整備不良車両の運転の禁止

である。

改正内容の広報については、ポスターの官公署等への掲示、各種広報

啓発活動でのチラシの配布等、あらゆる機会を通じて推進する」旨の報告があった。

イ 運転免許試験場新庁舎内覧会の開催

交通部長から、

「平成29年10月よりPFI手法を用いて進めてきた運転免許試験場整備事業について、本年2月に新庁舎が完成したことから、内覧会を開催する。新庁舎の供用開始は5月7日（木）の予定である」

旨の報告があった。

委員から、

「新庁舎の完成だけをクローズアップするのではなく、新しい駐車場棟が完成するまでの1年間は、引き続き駐車場が無いということの広報もしっかりお願いしたい」

旨の発言があった。

(3) 警備部

行進又は集団示威運動に関する条例の許可申請及び許可（令和2年2月中）

警備部長から、2月中の行進又は集団示威運動に関する条例の取扱状況について、

「16件の許可申請を受理し、全て許可した」

旨の報告があった。

2 個別審議

(1) 公安委員会宛文書等の受理（3件）

公安委員会執務官から、

3月6日までに届いた公安委員会宛の文書等3件について報告があり、公安委員会は「犯罪捜査に関する申出」を警察法79条に規定する苦情として受理し、警察本部長に対して調査指示する旨決裁した。

(2) 自己情報開示請求に係る決定

公安委員会執務官から、
公安委員会宛の自己情報開示請求に係る決定案
について説明があり、原案どおり決定した。

(3) 激励の上申（2件）

公安委員会執務官から、
○ 自動車修理業者らによる自動車盗事件合同捜査本部
○ 暴力団組長らによる風営適正化法違反事件合同捜査本部
に対する激励の上申について説明があり、いずれも決裁した。

(4) 人事案件

警務部長から、
人事案件
について報告があり、地方警務官の異動について同意を得た。

(5) 愛知県警察における特定秘密保護法に基づく適性評価の実施状況（平成31年／令和元年中）

警務課長から、
平成31年（令和元年）中の愛知県警察における特定秘密保護法に基づく
適性評価の実施状況
について報告があった。

(6) 監察案件

首席監察官から、
監察案件

について報告があった。

(7) 住民訴訟判決に対する対応方針

訟務官から、
機動隊沖縄訴訟に関する住民訴訟判決への対応方針
について報告があった。

(8) 行政訴訟の発生及び応訴

訟務官から、
運転免許取消処分取消請求事件及び執行停止申立事件の概要、応訴方針等
について説明あり、決裁した。

(9) 運転免許停止処分に対する審査請求（2件）

訟務官から、運転免許停止処分に対する審査請求2件について、
請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明
があり、いずれも原案どおり裁決した。

(10) 運転免許取消処分に対する審査請求（2件）

訟務官から、運転免許取消処分に対する審査請求2件について、
請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明
があり、いずれも原案どおり裁決した。

(11) 運転者区分決定に対する審査請求

訟務官から、運転者区分決定に対する審査請求について、
請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明
があり、原案どおり裁決した。

(12) 愛知県道路交通法施行細則の一部改正

交通総務課長及び交通規制課長から、

「愛知県道路交通法施行細則第11条の『試験場等の名称』、同第15条の3『高速道路交通警察隊の名称』、同第4条の2『自動車の積載物の高さの制限』について、それぞれ必要な改正を行う」

旨の説明があり、決裁した。

(13) 自動車教習所の移転に伴う公安委員会指定の取消し

運転免許課長から、

「愛知県外に移転することになった指定自動車教習所の指定を取り消す」

旨の説明があり、決裁した。

(14) 審査手数料減額に係る公安委員会告示の一部改正

運転免許課長から、

「4月1日に愛知県手数料条例の一部改正等による運転免許等事務に係る別表番号等の変更に伴い、自動車教習所等の技能検定員及び教習指導員の資格審査における『技能検定員審査等手数料から減ずる額』を示した平成27年愛知県公安委員会告示第2号について、必要な改正を行う」

旨の説明があり、決裁した。

(15) 運転免許関係手続等における新型コロナウイルス感染症対策

運転免許課長から、

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた措置として、3月10日、警察庁から通達が発出され、運転免許の有効期間の末日までに更新できない旨の申出があれば、運転免許が引き続き有効なものとなるよう、運転免許センター及び警察署等において必要な手続を行う。なお、当面は、運転免許証に記載された有効期間の末日が3月13日から3月31日の間にある者を対象とする」

旨の報告があった。

(16) 愛知県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程の一部改正

警備総務課長から

「特定秘密の保護に関する法律及び特定秘密の保護に関する法律の施行令の施行から5年が経過したが、法附則第3条は『法施行後5年間に特定秘密の保有実績がない行政機関を特定秘密を取り扱う行政機関から除外する』としており、当該行政機関を除外する政令改正が行われ、それにより施行令に大幅な条ずれが生じたことから、これを引用している愛知県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程について必要な改正を行う」旨の説明があり、決裁した。

(17) 愛知県警察における特定秘密の保護措置の実施状況（平成31年／令和元年中）

警備総務課長から、

平成31年（令和元年）中の愛知県警察における特定秘密の保護措置の実施状況について報告があった。

(18) 聴聞等の実施結果・決定

首席聴聞官及び聴聞官から、

- 運転免許取消処分等に関する意見の聴取等結果 52件
- 風俗営業等の営業停止処分等に関する聴聞結果 3件
- 銃砲等の所持許可取消処分に関する聴聞結果 1件

について報告があり、行政処分を決定した。

定 例 公 安 委 員 会

日 時：令和2年3月19日 9時00分～12時40分

出席委員：柘植委員長・後藤委員・岩瀬委員・那須委員・小笠原委員

1 全体審議（公安委員会会議室）

案件	件 名	担当部	出 席 者
1	令和2年度愛知県警察広報大使の委嘱（継続）	総務部	本総務部 警務部 生活安全部 地域事情課 刑事部 情報課 警察学校
2	4月の行事予定	警務部	
3	報告 春の全国交通安全運動の実施	交通部	
4	「いとうまい子」さんを起用した交通安全広報活動の推進		
5	「飲酒運転根絶BOX」の開設		

2 個別審議（公安委員執務室）

案件	件 名	担当部	出 席 者
1	決裁 公安委員会宛文書等の受理	総務部	公安委員会執務官
2	報告 人事案件	警務部	警務部長
3	報告 愛知県警察におけるワークライフバランス等推進取組計画の策定		警務課長
4	裁定 犯罪被害者等給付金支給裁定		住民サービス課長
5	決裁 苦情の調査結果（2件）		
6	報告 情報公開及び自己情報の開示請求等の状況（平成31年中）		
7	報告 警察安全相談等及び苦情取扱状況（平成31年中）		
8	報告 犯罪被害者給付金制度の運用状況（平成31年度中）		
9	報告 監察案件		首席監察官
10	報告 令和2年度監察実施計画		
11	決裁 行政訴訟の発生及び応訴		訟務官
12	裁決 教習資格不認定処分に対する審査請求		
13	裁決 運転者区分決定に対する審査請求（4件）		
14	報告 ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告等の実施		生活安全部
15	決裁 愛知県公安委員会事務専決規程の一部改正	保安課長	
16	決裁 六代目山口組及び神戸山口組に対する特定抗争指定暴力団等としての指定期限の延長及び官報公示について		
17	決裁 愛知県暴力団排除条例による勧告	刑事部	組織犯罪対策課長
18	決定 聴聞等の実施結果・決定 79件	総務部	首席聴聞官 聴聞官

議事の概要

1 全体審議

(1) 総務部

令和2年度愛知県警察広報大使の委嘱（継続）

総務部長から、令和2年度愛知県警察広報大使の委嘱について、

「名古屋を拠点に活動しているエンターテイメント集団である、『BOYS AND MEN（ボーイズ アンド メン）』は平成27年度から、『祭nine.（まつりナイン）』、『BOYS AND MEN 研究生』は平成31年度から愛知県警察広報大使として活動しているが、令和2年度もこの3グループに継続して委嘱し、引き続き各種広報活動を展開する」

旨の報告があった。

(2) 警務部

4月の行事予定

警務部長から、4月の行事予定について、

「4月の強調業務は、
春の全国交通安全運動の実施

である」

旨の報告があった。

(3) 交通部

ア 春の全国交通安全運動の実施

交通部長から、

「4月6日（月）から15日（水）までの10日、春の全国交通安全運動」が実施されることから、交通指導取締りをはじめとする交通街頭活動や各種広報啓発活動を強化し、県民の交通安全意識の高揚を図る。

運動重点は、

- 子供をはじめとする歩行者の安全の確保
- 高齢運転者等の安全運転の励行
- 自転車の安全利用の推進

である」

旨の報告があった。

イ 「いとうまい子」さんを起用した交通安全広報活動の推進

交通部長から、

「平成31年度に引き続き、愛知県出身の女優であるいとうまい子さんを交通安全大使に委嘱し、効果的な交通安全広報活動を推進する」

旨の報告があった。

ウ 「飲酒運転根絶BOX」の開設

交通部長から、

「飲酒運転の根絶に向けた新たな取組として、県民から飲酒運転に関する情報及び飲酒運転根絶に関するアイデアを電子メールにより受け付ける専用窓口「飲酒運転根絶BOX」を県警ホームページに開設し、県民の意見を反映した対策を推進する」

旨の報告があった。

本部長から、

「本年度最後の定例会となった。来週からは新たな体制で臨むこととなる。引き続き変わらぬ御指導をいただきたい」

旨の発言があった。

2 個別審議

(1) 公安委員会宛文書等の受理

公安委員会執務官から、

3月13日までに届いた公安委員会宛の文書1件
について報告があり、決裁した。

(2) 人事案件

警務部長から、
人事案件
について報告があった。

(3) 愛知県警察におけるワークライフバランス等推進取組計画の策定

警務課長から、
「愛知県警察では、平成28年度に『愛知県警察ワークライフバランス等
推進取組計画』を策定し、ワークライフバランスの実現に向けた取組を推
進してきたが、更なる推進を図るため、現行の取組計画を見直し、新たな
取組計画を策定する。
取組内容は、
○ 働き方改革及び休み方改革の推進
○ 子育て、介護等を担う職員の活躍推進
○ 女性職員の活躍推進
である」
旨の報告があった。

委員から、
「年休の取得率は民間と比べてまだまだ低い。女性警察官の比率も同様
である。将来を見据えた大胆な取組も考えていく必要がある」
旨の発言があった。

(4) 犯罪被害者等給付金支給裁定

住民サービス課長から、
重傷病給付金支給裁定 1件
について説明があり、原案どおり裁定した。

(5) 苦情の調査結果（2件）

住民サービス課長から、

公安委員会宛の「警察官の言動に関する苦情」及び「警察官の対応に関する苦情」の2件について、調査結果の報告及び申出者に対する通知文案の提示と説明

があり、いずれも原案どおり決裁した。

(6) 情報公開及び自己情報の開示請求等の状況（平成31年中）

住民サービス課長から、平成31年中の情報公開及び自己情報の開示請求等の状況について、

「情報公開の開示請求件数は、警察本部長宛が578件で、公安委員会宛はなかった。

自己情報の開示請求件数は、公安委員会宛が6件、警察本部長宛が418件であった」

旨の報告があった。

(7) 警察安全相談等及び苦情取扱状況（平成31年中）

住民サービス課長から、平成31年中の警察安全相談等及び苦情取扱状況について、

「警察安全相談等の受理件数は127,773件で、平成30年中に比べ1,429件減少した。

公安委員会宛苦情の受理件数は33件、警察宛苦情の受理件数は104件であった」

旨の報告があった。

委員から、

「お褒めの言葉も中にはあるはず、こうしたものを取り上げる仕組みもあるといい。警察官にとっては、そういうものも励みになる」

旨の発言があった。

(8) 犯罪被害者等給付制度の運用状況（平成31年度中）

住民サービス課長から、
平成31年度中（令和2年2月末現在）の犯罪被害者等給付制度の運用状況
について報告があった。

(9) 監察案件

首席監察官から、
監察案件
について報告があった。

(10) 令和2年度監察実施計画

首席監察官から、
令和2年度における監察実施計画
について報告があった。

(11) 行政訴訟の発生及び応訴

訟務官から、
運転者区分決定に対する取消請求事件
について説明があり、決裁した。

(12) 教習資格不認定処分に対する審査請求

訟務官から、教習資格不認定処分に対する審査請求について、
請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明
があり、原案どおり裁決した。

(13) 運転者区分決定に対する審査請求（4件）

訟務官から、運転者区分決定に対する審査請求4件について、
請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明
があり、いずれも原案どおり裁決した。

(14) ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告等の実施

人身安全対策課長から、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく
警告等の実施について、
「令和2年2月中は、押し掛け、粗野乱暴な言動等を理由に2件の禁止
命令を実施した。
また、面会等要求、連続メール、性的羞恥心を害する事項の告知等を理
由に24件の警告を実施した」
旨の報告があった。

(15) 愛知県公安委員会事務専決規程の一部改正

保安課長から、
「4月1日の古物営業法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、
愛知県公安委員会事務専決規程について必要な改正を行う」
旨の説明があり、決裁した。

(16) 六代目山口組及び神戸山口組に対する特定抗争指定暴力団等としての指定
期限の延長及び官報公示について

組織犯罪対策課長から、
「六代目山口組及び神戸山口組については、抗争が終結したと認められ
ないなどの理由から、特定抗争指定暴力団等として指定する期限を延長し、
その旨を官報公示する」
旨の説明があり、決裁した。

(17) 愛知県暴力団排除条例による勧告

組織犯罪対策課長から、
「愛知県暴力団排除条例第25条の規定により、勧告を実施する」
旨の説明があり、決裁した。

(18) 聴聞等の実施結果・決定

首席聴聞官及び聴聞官から、
○ 運転免許取消処分等に関する意見の聴取等結果 74件
○ 風俗営業等の営業停止処分等に関する聴聞結果 5件
について報告があり、行政処分を決定した。